

令和2年9月29日

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う移転資金貸付金納付期限猶予の延長について

現在東京都では、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、一時的に移転資金貸付金の納付が困難な事情がある債務者から申し出があった場合には、最長で1年間納付期限を猶予していますが、この度、下記のとおり、猶予対象期間を延長することとしましたので、お知らせいたします。

記

1 対象料金

移転資金貸付金

2 対象者

新型コロナウイルス感染症の影響により納付期限内の返済が困難と認められる者

3 対象期間

令和2年4月1日から令和3年3月末までに納期限が到来するもの
(令和2年9月末までとしていた対象期間を6か月間延長)

4 猶予

都から郵送する猶予申請書の提出を受け、審査をしたうえで、最長で1年間、納付期限を猶予します。

(問い合わせ先)

建設局用地部管理課移転支援担当 03-5320-5255